

# 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領

## 目次

1. 目的
2. 情報提供サービス
3. 健診の申込
4. 健診の受診
5. 健診費用等
6. 進捗管理
7. 健診実施機関の選定及び契約等
8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について

本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。

- ・生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱…全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱
- ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険
- ・協会…全国健康保険協会
- ・協会本部…全国健康保険協会本部
- ・協会支部…全国健康保険協会支部
- ・協会支部長…全国健康保険協会支部長
- ・健診…生活習慣病予防健診
- ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関
- ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診予約情報の確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション
- ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）

## 全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領

### 1. 目的

この要領は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱に基づき行う生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査（以下「健診事業」という。）に係る事務を適正かつ効率的に実施することを目的とする。

### 2. 情報提供サービス

情報提供サービスとは、インターネットを利用し、健診予約情報の確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーションのことである。

健診事業は、情報提供サービスを利用して運営することを基本とする。

なお、情報提供サービスを利用する環境の整わない健診実施機関は、健診事業に係る事務運営について、協会支部と協議することとする。

### 3. 健診の申込

#### (1) 健診申込書の提出

事業主等は、健診実施機関と健診日程等の調整を行った上で、健診を受ける日欄に調整後の健診受診予定年月日及び健診機関名（健診機関コード）を記載し、協会支部へ健診申込書（様式1）を提出するものとする。

なお、健診実施機関は、事業主等から健診申込書が協会支部へ提出されない場合は、検査費用を協会から健診実施機関へ支払うことができないため、事業主等からの健診日程等の調整の際、健診申込書を協会支部へ提出するよう事業主等に伝えるよう努めること。

#### (2) 健診申込書の受付・確認等

① 健診申込書は協会支部で受付けるものとする。

② 協会支部は、事業主等から提出された健診申込書の記載事項等（健康保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、健診の種類、健診を受ける日、健診機関名等）について確認を行い、記載事項等について不備がある場合は、事業主等に確認するものとする。

#### ③ 肝炎ウイルス検査

〈1〉健診実施機関は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱で定める要件を明らかに満たさないと判断される場合を除き、郵送又は受診当日に窓口等でご案内するなど適切な方法により実施する。

〈2〉肝炎ウイルス検査の案内兼申込書（生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙5。以下同じ。）は、検査希望者のプライバシーに配慮し、検査希望者から直接健診実施機関が受付けるものとする。

〈3〉健診実施機関は、肝炎ウイルス検査希望者から提出された肝炎ウイルス検査の案内兼申込書の記載事項等（被保険者証記号番号、氏名、生年月日、住所等）について確認を行い、記載事項等について不備がある場合は、本人に確認するものとする。

#### (3) 資格確認

協会支部は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱に基づき、健診申込者の資格を協会本部で管理する健診該当者データと突合することにより確認するものとする。

なお、資格確認の結果、受診資格のない者については、事業主等に連絡するものとする。

(4) 重複申込の確認

協会支部は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱に基づき、健診について重複申込がないことを健診申込書に記載されている健診申込情報と協会本部で管理する健診申込データ及び健診結果データを突合することにより確認するものとする。(ただし、一般健診と子宮頸がん検診(単独)を別に受診する場合を除く。)

なお、確認の結果、重複申込者については、事業主等に連絡するものとする。

(5) 健診予約情報の確認・変更等

① 健診実施機関は、情報提供サービスより取得した予定者名簿又は協会支部が登録した健診予約情報を情報提供サービスにより確認のうえ、受診票(健診実施予定年月日等を示すもの。様式は任意)を作成し、問診票等とともに事業主等を経由して健診申込者に送付するものとする。

② 健診実施機関は、健診日程等の確認後の健診年月の変更、キャンセル等は、情報提供サービスにより登録するものとする。

③ 健診実施機関において情報提供サービスの利用環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、上記①の受診票の作成は、協会支部より送付される健診予定者名簿により確認のうえ行うものとする。

また、上記②の健診年月の変更、キャンセル等は、様式2「生活習慣病予防健診・受診申込キャンセル等報告書」により速やかに協会支部に報告するものとする。

(6) 健診申込データの管理

協会本部は、健診日程等が正しく記載された健診申込書に基づき、健診申込データを作成し、一括して管理するものとする。

#### 4. 健診の受診

(1) 健診実施機関は、事前に、情報提供サービスにより取得した健診予定者名簿又は情報提供サービスにより確認できる健診予約情報と健診実施機関で発行する受診票を突合し、受診資格等を確認のうえ健診を実施するものとする。その際、前回受診年月についても確認を行い、当該年度において既に同一の検査が実施されていないことを確認すること。

(2) 健診実施機関は、健診日に健康保険証や情報提供サービスにより確認できる健診予約情報及び本人への直接の確認により、本人及び資格の確認(協会の被保険者であること・年齢要件等)を行うことを必須とする。

(3) 健診実施機関において情報提供サービスの利用環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、上記(1)の受診資格等の確認は、協会支部より送付される健診予定者名簿により行うものとする。

また、上記(2)の健診日における確認は、健康保険証及び本人への直接の確認により行うものとする。

(4) 肝炎ウイルス検査については、肝炎ウイルス検査の案内兼申込書により、受診資格を確認のうえ検査を実施するものとする。また、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないことについて確認するものとする。

#### 5. 健診費用等

(1) 健診検査費請求書の審査・支払

① 健診実施機関は、健診検査費請求書(生活習慣病予防健診等検査費請求明細書及び生活習慣病予防健診等検査費請求内訳を含む。以下同じ。)を、健診結果に基づき作成するものとする。

② 健診実施機関は、協会支部に対し、健診結果に基づく所定事項を記録した「健診結果データ」及び「健診検査費請求データ」(以下「健診結果データ等」という。)を作成し、協会が配布する「健診結果データ作成ツール」で内容審査を実施し、情

報提供サービスにより報告する。また、併せて健診検査費請求書を郵送により協会支部へ提出し、健診費用を請求する。

- ③ 健診実施機関において情報提供サービスを利用する環境が整わず、協会支部と協議のうえ健診事業を実施する場合は、上記②の健診結果データ等の報告は CD-R により行うものとする。

なお、CD-R により健診結果データ等を提出する場合は、必ず、健診結果データ等に協会支部が事前に指定するパスワードを付すとともに、安全な運搬方法（当該健診機関の職員による直接の持込み又はセキュリティ便の使用など）を用いること。

- ④ 協会支部は、健診実施機関から報告のあった健診結果データ等をシステムに登録を行う。登録を行った請求内容と、健診実施機関から報告のあった健診検査費請求書の金額を審査するものとする。

なお、協会支部へ提出した健診結果データに不備があった場合は、健診実施機関に返戻は行わず、協会支部で廃棄処理するものとし、健診実施機関は訂正分を再度提出するものとする。

- ⑤ 協会支部は、健診検査費請求書の審査結果に基づき、必要に応じて健診実施機関と連絡調整を行い、健診検査費用を支払うものとする（実際の支払業務は協会本部が行う）。

## (2) 健診結果の通知等

- ① 健診実施機関は、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意した上（個人宛親展封書に封入する等）で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、協会支部と協議の上、健康相談の申込書（様式3「特定保健指導等の健康相談申込書」）や共同利用の案内の文書（特定保健指導の実施に関し、特定保健指導が必要な方々の名簿を事業所へ送付する際の個人情報に係る文書）を同封するものとする。また、共同利用の案内の文書の送付時期については、健診結果の通知時に限らず、協会支部と協議の上、適当な時期に送付するものとする。

- ② 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書（健診関連）」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書（健診関連）の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議することとする。

- ③ 健診実施機関は、受診者に通知する健診結果及び協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないよう、受診者に通知する健診結果と協会支部に提出する健診結果データに相違がないことを確認する等、十分に留意すること。なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求めることがある。

- ④ 特定健診として、国への報告が必須である項目（下記参照）は、データ登録を必須とする。

- ・健診機関コード ・氏名（カナ） ・生年月日 ・性別
- ・健康保険証の記号、番号 ・受診年月日
- ・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・既往歴 ・自覚症状
- ・他覚症状 ・血圧 ・中性脂肪 ・HDL コレステロール
- ・LDL コレステロール若しくは non-HDL コレステロール ・GOT ・GPT ・ $\gamma$ -GTP
- ・空腹時血糖、ヘモグロビン A1c、食直後（食事開始後 3.5 時間未満）を除いた随時血糖のいずれか 1 つ ・尿糖 ・尿蛋白 ・メタボリックシンドローム判定
- ・医師の判断（注意事項） ・健診を実施した医師の氏名 ・服薬歴
- ・喫煙歴

- ⑤ 生活習慣病予防健診結果データと協会本部で管理する健診該当者データを突合し、資格確認を行うものとする。

- ⑥ 健診実施機関は、生活習慣病予防健診結果データに基づき、健診結果データを作成し、一括して管理するものとする。なお、健診結果データは作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間は保存すること。

## 6. 進捗管理

協会支部においては、毎月、健診実施機関毎の健診申込状況及び健診実施状況を把握するとともに、実施計画と比較、分析し、進捗管理を行うものとする。

## 7. 健診実施機関の選定及び契約等

- (1) 健診実施機関の選定に当たっては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱によるほか、別紙1「健診実施機関の選定基準」(以下「選定基準」という。)かつ、「特定健康診査の外部委託に関する基準」(平成25年厚生労働省告示第92号)によるものとする。
- (2) 健診実施機関との契約は原則として、生活習慣病予防健診を実施する施設毎に締結する。
- (3) 契約は原則として年度当初に行い、契約期間は当該年度内に限るものとする。  
ただし、あらかじめ契約の自動更新に関して必要な情報を記載した契約書を取り交わしている場合は、契約満了の時から契約期間を1箇年として、自動的に契約を更新することができる。
- (4) 契約書の書式は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書例」によるものとする。
- (5) 契約の更新((3)の自動更新の場合を含む。)にあたり、健診実施機関は、次の書類等を作成し、毎年度、協会支部に報告すること。また、契約満了までに、前回報告した内容に変更が生じた場合も、同様とする。
  - ① 選定基準を満たしていることを証明する書類
  - ② 検査値による指導区分の基準範囲
- (6) 協会支部は、(5)により報告された内容について、選定基準に適合しているかを確認する。
- (7) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5)により報告された内容について、調査及び確認するため原則、5年に一回実地調査等を行うものとする。
- (8) 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱4(2)に定める検査等の再委託を行う健診実施機関は、協会支部へ申請を行い、事前に協会支部の承認を得ること。  
なお、健診実施機関は、協会支部から承認を得た再委託先機関情報に変更が生じた場合は、速やかに協会支部に届出ること。
  - ① 健診実施機関は、再委託先機関の名称、所在地、連絡先、履行能力、個人情報の管理等の再委託先機関情報を示し、申請を行うこと。
  - ② 協会支部は、上記①により申請された内容を確認のうえ、再委託の可否を健診実施機関へ通知すること。

## 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について

- (1) 覚書の締結  
情報提供サービスを利用するに当たり、健診実施機関と協会支部は、情報提供サービスの認証機器一式(以下「USBトークン」という。)の利用権等に関する覚書を締結する。覚書の書式は別紙3「覚書」によるものとする。
- (2) ユーザーID等の払出し及びUSBトークンの貸与  
健診実施機関は、情報提供サービスを利用するために必要なユーザーID及びパスワード(以下「ID等」という。)の申請を以下のとおり協会支部へ行い、ID等の

払出し及びUSBトークンの貸与を受けるものとする。ID等及びUSBトークンの取扱いについては、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱6「個人情報の保護」及び、上記（1）の覚書に留意し適正に取り扱うこと。

- ① 健診実施機関は、別紙2「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書例」の契約書別紙「生活習慣病予防健診における個人情報の取扱い事項」に基づき、個人情報の適切な取扱いを行うための責任者（以下「遂行責任者」という。）を定めること。
- ② 健診実施機関は、別紙4「ユーザーID払出申請書」により、協会支部にユーザーIDの払い出しを申請するとともに、遂行責任者及び使用端末設置場所等を届出ること。
- ③ 健診実施機関は、ユーザーIDを返却する場合や、遂行責任者及び使用端末設置場所を変更又は廃止する場合は、速やかに別紙5「ユーザーID返却及び遂行責任者等変更・廃止届」により協会支部に届出ること。